

第2章 文理学部の成立と分化 一戦後国立大学システムにおける意義とインパクトー

橋本 鉱市

1. はじめに—文理学部の誕生
2. 改組への胎動
3. 改組の実現
4. 改組の意義とタイプロジー
5. おわりに—文理学部の意義

1. はじめに—文理学部の誕生

戦後の新制大学制度は、昭和 24 年の 4 月までに、戦前からの高等教育機関の統廃合の上にスタートするが、国立大学は 24 年 5 月 31 日の国立大学設置法に基づいて全国 69 校が発足した。

しかし、その発足時まで、文部省は明確な新制大学像を持っておらず、学校教育法（22 年 3 月）以降、各地域の諸学校に新学制以降の転換の際にどのような具体案を希望するかを調査せざるを得ないのが実状であった。各校は、それぞれの伝統や地理的な条件を考慮して、個別の返答をしたが、師範系学校は、それが合併した教育大学を、高等学校は旧帝国大学に吸収されて、その教養部を担当するか、あるいはかつての東京、広島両文理科大学に範をとった単科大学構想を、そして専門学校は、従来の専門領域を継承した専門大学構想を希望していた、といわれる。

文部省は、昭和 23 年 5 月、新制切替予定の官立諸学校に「国立新制大学切替措置要項」の案を送り、学部学科をはじめ予算措置にいたるまでの方針を明らかにしたが、これによれば、官立の大学、高等学校、専門学校及び師範系諸学校の新制大学への切替は、できるかぎりその所在地の各校と合併した総合大学とすること、またその際、現存の諸施設を基礎として計画することが指示されている。この指示以後、各学校間の交流が密となり、地域ごとの総合大学構想案が具体化していったと言われる。

さらに、文部省は、CIE と協議の上、新制国立大学設置のための具体的方針を示した「国立大学実施要領」（国立大学 11 原則）を翌月 6 月に発表、この原則によって、300 万人以上の人口をもつ都道府県を除き、各県に 1 校の総合大学を設けること（1 府県 1 国立大学原則）、分校は他府県にまたがらないこと、各都道府県には必ず教養及び教職に関する学部（部）をおくこと、組織、施設等は差しあたり現存のものを基本として利用し、逐年その充実を計ること等が示された。これによって、各学校毎の単科大学構想や、旧制高校の他の都道府県の各帝大への合併希望はたたれ、また教養（学）部設置の原則から大学学部の昇格を目指させることとなり、新たな統廃合の道が模索されることとなった。

文部省は、国立大学の 11 原則発表以後、旧制高校と師範学校を持つ地域の各学校に対し、「学芸学部」構想を指示している¹⁾。この「学芸学部」構想は、教育刷新委員会でも議論されており（22 年 3 月設置の第 8 特別委員会）、高等学校と師範系諸学校の統合をもって学芸学部とし、理念的には教育内容を職業的なものよりも一般教育を主とするというリベラルアーツカレッジと教員養成を共に担うという折衷案として浮上してきたものである。

また、現実的にも、師範系諸学校は教員組織が脆弱なため、伝統のある高等学校と合併して教育機能の充実を図り、しかも財政的にも経費の縮減にも役立つと認識されたため、この学芸学部構想は、各地の諸学校にとっては一種のモデルとなつたようである。弘前、山形、茨城、新潟、静岡、島根、愛媛、高知など、旧制高校と師範系諸学校を持つ地域では、23年7月末日と定められた大学認可申請期限までに、この学芸学部設置を申請した。しかし、8月18日になって、突如、文部省からこの学芸学部案の変更を求める打電が届いたという。各大学は、高等学校を母体とした文理学部、師範系諸学校を母体とした教育学部に申請書を変更し、文部省に再提出をせざるを得なかつた²⁾。

この背景には、CIE の強硬な圧力があったと言われる。CIE は、新制大学が旧制大学の様に狭い専門分野に分割された学部編成をとることには反対で、むしろリベラルアーツとして統合されるべきものと考えた。ただし、専門職である教員に関しては、米国のプロフェッショナル・スクールと同様に、医学、歯学、工学、農学等とともに、専門教育の必要があることを主張していた³⁾。そのため、教育刷新委員会の学芸大学（学部）構想には強い不満をもち、このことが文理・教育2学部設置指示の背景となつたようである。

こうして、旧制高校と師範系諸学校の統合案である学芸学部構想が、CIE の指示によって文理学部と教育学部の2本立てとなつたことは、当然のことながら、旧制高校は文理学部、師範系諸学校は教育学部（なお、旧制高校を持たず、師範系諸学校だけの場合には学芸学部の名称が使用）と、制度的な名称変更と受け止められた。

文理学部の制度的・理念的な曖昧さは、ここに端を発している。それは、教育刷新委員会のいう学芸学部でもなく、CIE の意図したリベラルアーツ学部でもなく、また高等学校が希望した単独の専門学部でもなかつたのである。

その後も、文理学部の存在は放置されたままであった。23年12月、文部省から示された「教員養成を主とする大学の学科及び講座組織について」の試案の中で、文理学部は、人文、社会、自然の諸学科について、一般教養及び専門教育を担当することが示されたが、依然として具体的な理念は不明確なままであった。その目的や機能がようやく正式に規定されるのは、25年3月の文部省の「文理学部基準」、さらには27年の「文理学部運営要領」によってである。この「文理学部運営要領」の前文には、「文理学部は、その大学のため、一般教育課程を担当するとともに、それ自身の専門課程を有する四年制の学部であつて、学術の基本的諸部門にわたる構成によりその大学の基盤としての役目をもち、なお教育学部と協力して教育職員の養成の責に任ずるものである。この学部を終えた者は、社会生活の各分野において将来性に富む清新な文化人として民主的社會の要望する有能な市民となるであろう。また大学院に進学する場合には、広い教養と研究能力を持っているから、その特色を生かすことができよう。」⁴⁾とされた。すなわち文理学部は、1. 一般教育課程を担当するとともに、2. それ自身の専門課程を持ち、3. 教育学部と協力して教育職員の養成にあたる、という3つの重要課題をおわされることになったのである。そして、文理学部は、「当初は新しいタイプの文化人を養成するというばら色の期待をもたれていたのである。」⁵⁾

しかし、発足直後より文理学部は教員、学生、地元社会から、改組の要求が突きつけられていた。たとえば、島根大学の文理学部の学生らは学生大会を開催し、「『教養の高い人間をつくるというだけでな

く、社会に出て役に立つようなことを学びたい。このままでは退学せざるをえない、法経部門を強化し、将来は法文・理農学部へ発展することができるよう考案してほしい』という申し入れを文理学部長に行つたほどであった」という。そして「文理学部という学部の性格が曖昧だとする意見は、学生のみならず教官にも強く、以後においても、事あるたびに学部の特徴を明確に打ち出せるように改組していく必要が語られることに」なったという⁶⁾。また25年には、大蔵省より財政的見地からの統合、整理案さえも提示されている⁷⁾ことからもわかるように、文理学部は、その発足当初から、すでに改組の必然性を内在させた、まさに戦後大学改革の鬼子であったといえる⁸⁾。

2. 改組への胎動

さて、上記の歴史的な経緯からも明らかのように、文理学部を設置した新制大学は、以下のような地理的、および戦前期からの歴史的特徴を持っている。すなわち、戦前期、所在県に官立大学はなかったが高等学校は設置（千葉大を除く）されていたという点である。新制大学発足時（24年5月31日）に文理学部が設置された大学は、弘前、山形、茨城、埼玉、富山、信州、静岡、神戸、愛媛、高知、島根、山口、佐賀、鹿児島、の14大学、25年4月に学芸学部が教育学部と文理学部に分離した千葉大学の、計15校である（神戸大学は、発足間もない30年に文学部と理学部に分離・独立）。

なお、文理学部案が浮上する以前の学芸学部を有する大学は、所在県に官立大学も高等学校もなく、師範系諸学校のみを持つ地域に設置されることとなった。また、戦前期に県内に高等学校と共に医科大学が設置されていた場合には文理学部ではなく法文学部および人文学部と理学部が設置された（金沢、岡山、熊本が法文学部、新潟大学は人文学部）。「法文学部」をおいた岡山大学は、その設置に関して次のように述べている。「従来の文科系の諸学科に加えて法学科を置いたのは、社会的な要請に応じたものであり、その体裁は、かつての東北・九州両帝国大学にならったものである。金沢および熊本の両大学においても同様の学部が設立されたが、内容・歴史などにおいてほぼ類似するこの旧制高等学校3校は、あらかじめ協定に基づいて、だいたい同規模の法文学部として発足することになった」⁹⁾とあり、同じナンバースクールであった旧制高校（それぞれ四、五、六高）の伝統を引き継ぐ金沢、岡山、熊本3大学が横並び的に「法文学部」とし、また旧制高校ではあったものの大正期以降の設立であるネーム校の新潟高校を母体とする新潟大学では、法文学部ではなく「人文学部」という名称を使用した。この名称に関しては、新潟大学設立に大きな役割を果たしたマーチン博士（当時、GHQ 東北軍政部民間情報部教育部長）が米国州立大学における Faculty of Humanities の組織を推奨したため、苦心してその翻訳名を考案したものという¹⁰⁾。

さて、設置当初から、改組への動きを見せていた文理学部であったが、後に触れるように31年6月に山形大学で開催された「文理学部長会議」において配布された文理学部の整備改善の印刷物から、その問題点を要約してみる。

- 「1. 各学年の一般教育、教育学部の五教科、当該文理学部の専門教育を併せ担当する。
- 2. 専門教育課程において、文学科、理学科、社会学科（法経・政経等）が併存し、社会学科は別として文学科、理学科は概ね高等学級、中学校の教員養成の色が強い。この点、教育学部の存在と矛盾している。」

3. 専門教育課程における、文・理・法の三学科は、互いに独立し、あたかも文理学部の名のもとに、文学部、理学部、法学部（又は経済学部）の三学部が縮小併存している状態であり、乏しい一学部の予算で、三学部の機能を果さなければならない。」¹¹⁾ という3点にまとめられよう。

すなわち、理念的な教育目的の齟齬（特に教員養成と一般教育の負担過重）と異なる専門領域の混在という問題である。

1点目の問題は、すでに昭和28年秋頃、大蔵省から文部省に対して、教育学部との重複等を理由として、文理学部廃止の申し入れがあり、それが「文理学部危機説」として問題化している。また2点目に関しては、異なる分野の混在以上に、それぞれの学生の志望者の多寡などで均衡が崩れていた。事実、法学や経済関係の学科・専攻への地域社会からの要望は強く、またその入学希望者は年々増加したにもかかわらず、これらの社会科学系の分野では、旧制高校のスタッフを引き継いだ文理学部では極めて手薄であり、その拡充強化が懸案となった（これらの学科・専攻は、学科として独立している際には「社会学科」（鹿児島）、「社会学科」（信州、新潟）、「経済学科」（富山）、「法経学科」（愛媛）、「政経学科」（茨城）学科に、また学科ではなく専攻レベルの場合には「文科」（島根、高知）、「文学科」（山形、弘前、埼玉、山口）、「人文科」（静岡）、「文学専攻」（佐賀）などに包摂されていた）。また、法学・経済学を専攻しても法学科として独立していかなければ、「社会学士」などの曖昧な学士号で就職もままならず、「法学士」の称号のえられる独立した組織化への要望が強かった¹²⁾。こうした事情を背景として、20年代終わりに、法律・経済関係学科の独立の動きが起こってきた。各文理学部において、学科から学部への独立、あるいは専攻レベルの学科への昇格という動きが、これ以降に盛んになる。

さて、上記の大蔵省から文部省に対する文理学部廃止の申し入れに端を発した「文理学部危機説」は、文部省をして、省内に「国立大学組織研究協議会」の設置、研究を開始させることになった。中心となつたのは大学学術局で、何度か改組案を検討し¹³⁾、以下の5案を想定していたといわれる。

- 1. 教育学部と合体して学芸学部とする
- 2. 文理学部のままで各学科に特色をもたせる
- 3. 各文理学部相互の間で人事交流を実施して、それぞれの文理学部で重点的な特徴をつくる
- 4. ブロックごとに中核校をつくり、既存学部はその出先の学科とする
- 5. 文理学部を廃止する」¹⁴⁾

この「国立大学組織研究協議会」は、2年がかりの研究の結果、昭和31年3月「大学組織運営に関する要項」を決定し、その中で文理学部改善参考案として次の4つのタイプを示した。

- 1. 学科・専攻を設けないで、人文、社会、自然の3課程とする。
 - 2. 学科・専攻を立てる場合には、教員組織とにらみ合わせて学科・専攻をなるべく少なくし、人文2専攻、社会1専攻、自然2専攻程度とする。
 - 3. 教育学部と合併して、全学の一般教育を担当し、必要に応じて特殊専攻を置く。
 - 4. 人文、社会、自然のうち一系列の学部に再編し、他は教育学部と合体して学芸学部とする。」¹⁵⁾
- またこの時期には、国立大学協会においても、第一常置委員会で文理学部問題が中心に討議され¹⁶⁾、31年11月、同委員会は国立大学協会長あての要望書の中で、文理学部を有する14大学の「学長会議」

を開くことを要望している¹⁷⁾。

また、当の14大学の文理学部でも、「文理学部長連絡協議会」(以下、「文理学部長会議」と略記)を組織して、昭和29年3月1日その第1回会議が開催された¹⁸⁾。この文理学部長会議において、各大学の機構改革案が披露されることとなり、それらの案はその都度それぞれの文理学部教授会に報告された。

「島根大学史」が伝えるところによれば、この文理学部長会議で示された文理学部改善参考案は次のとおりである。

「1. 文理学部は、当該大学における一般教育の全部と教育学部の教科教育とを担当し、かつ文理学部としての専門教育を担当するものであるが、ともすれば専門教育に重点をおきすぎ、一般教育と教育学部の教科教育が軽視されている傾きがある。即ち文理学部を文、法、経、理の各学部の集合学部の如く考え、たくさんの専攻課程を設けるものもあって文理学部全体の運営をより困難にしている場合も少くない。」

2. 文理学部の整備改善については、次のようなことがあげられる。

A (その一) 文理学部は、当該大学における一般教育と教育学部の教科教育とを担当し、文理学部としての専門教育は、人文、社会、自然の三課程とし、学科専攻は設けない。

(イ) 一般教育科目は、人文、社会、自然の三系列につき毎年一五科目を限度とする。

(ロ) 外国語は、英語、独語又は英語、仏語の二ヶ国語とする。

(ハ) 専門教育科目は、網羅的にすることをさけ、原則として人文科学、社会科学、自然科学の三つの課程に編成する。なお、三つの課程には専攻は設けない。

B (その二) 文理学部が専門教育科目を学科専攻とする場合には、教員組織とにらみ合せて学科専攻はなるべく少くし、学科専攻に属さない他の専門教育科目は関連科目とする。

(イ) 一般教育科目、外国語はその一と同じ。

(ロ) 専門教育は次の学科(専攻)に編成する。

①人文科学系列の学科は例えば次に掲げる学科、専攻のうち、二学科二専攻程度で編成する。

哲学科—専攻を設けない。

史学科—専攻を設けない。

文学科…(以下、略)

②社会科学系列の学科は、専攻を設けない。例えば社会科学科とし専攻を設けない。

③自然科学系列の学科は、例えば次に掲げる学科、専攻のうち二学科程度で編成する。

数学物理学科—専攻を設けない。

物理学化学科—専攻を設けない。

生物学地学科—専攻を設けない。

又は数学科、物理学科、化学科、生物学科のうち二学科をおく。

C (その三) 文理学部と教員養成を目的とする教育学部を合併して一学部とし、全学の一般教育を担当し、義務教育教員の養成に当る外、特殊学科(学科、専攻)をおくことができるものとする。

D (その四) 文理学部は、人文科学、社会科学、自然科学の三系列のうち、一系列に属する専門技能を目的とする学部に改編し、他の一般教育等の科目は、教育学部と合体して学芸学部とし、義務教育

教員養成に当る。」¹⁹⁾

32年に文理学部を有する全国立大学長会議に提出された、「文理学部の在り方」も上記の整備改善案と同巧異曲の内容のものであり、その要点は、各学部内措置として専攻生10名以下の課程は整理して、専攻課程は、5（文、理各々2、社会1）とするか、あるいは教育学部と合流するかにつきている²⁰⁾。

以上のように、文理学部は発足当初から「改組」をアジェンダとして組み込まれており、様々な改革案が提起されていたものの、しかしそれらはほとんど実効性を持っていなかった。発足後10年も経ずに改組することは戦後の大学改革の理念を反故にするものであったし、文部省自身もこの重要な3課題を改革するだけの明確なビジョンを持っていなかったためと考えられる。

その後、昭和33年7月、中教審「教員養成制度の改善方策」の答申が発表、義務教育学校の教員養成を目的とする大学（学部）の整備充実を要望したものであったが、文部省はこの答申に沿って教員養成制度の改善を図り文理学部の改組をそれとにらみ合わせて進行させていく方針である、と各大学には受け止められたようである²¹⁾。それは、中教審の答申の前後から文理改組に対する文部省の態度が消極的になつたためであったが、こうした文部省の態度に対して、14大学学長会議は、昭和34年6月文部省に対して「文理学部改組促進に関する要望書」を提出、文部省はこれに対して直ちに反応し、34年10月の文理学部長会議において、文理学部改組の一般的な方針を述べるとともに、「改組に対する三原則」

1. 予算の増額、2. 定員増、3. 学部増を認めない、という基本方針を示した。さらに34年11月の14大学学長会議において、文理学部改組にあたっては、一般教育の充実、教育学部との調整に十分配慮するとともに、他大学との交流（統合）をも考慮するよう希望して、各大学個別に改組のための文部省試案を示した²²⁾。

たとえば、文部省は、千葉大人文系を埼玉大学に移し、文学科と併せて経営学部を新設する一方で、埼玉大の理学部を千葉大の自然学科に吸収し理学部にする、などの試案を出したようである。このブロック毎の統合案は、30年代に入ってから各大学同士および文部省から提起された試案であったようだ、たとえば、弘前大学では、文学科を山形大学に、また山形大学の理学科を接收・統合する案が、評議員会で決議されたが、実現しなかった²³⁾。信州大学と静岡大学では、昭和30年に、両文理学部長の間で、学科・教官を交流して学部を改組整備する案が提起され、教官が甲府で相会するなど、文理学部統合案が協議されているし²⁴⁾、文部省も山口大学と島根大学の両文理学部間で島根に文系の学部を、山口に理系の学部を設立するといった統合案を打診している²⁵⁾。どちらのケースも、統合案には賛同しえず、実現はしなかった。そのほか、文部省試案としては、たとえば、静岡大学では、現在の11科目のうち、哲学、仏文、独文、地学、数学を廃止して6科目にし、社会系は経営学科に、との試案が提示されているが、若手教官や学生からは「大学教育が実務的に偏るおそれがある」と警戒論が続出した²⁶⁾。

しかし、いずれの場合にも、この段階での文部省試案は、複数大学の統合案はあったにせよ、文理学部自体を分離・独立するというラディカルな改革案ではなく、文理学部内での学科構成や教官定員の変更にとどまっていた。

こうした文部省による個別の改革試案は、それぞれの大学の文理学部の教授会で、おおかた不満や批判をもって受け止められたため、35年1月13-14日の文理学部長会議において、こうした各大学からの不満に対して、文部省は「いわゆる本省試案は、各大学が改組案を作るときの参考にしてもらうための

線を示したにすぎない。」と批判の矛先をかわすとともに、「なるべく早く各大学で自主的に案を作つてほしい。」と要望した²⁷⁾。

各大学文理学部は、文部省の試案をたたき台として、さらに討議を重ねたが、いずれの学部も、学内での調整にとまどり、しかも難産のあげく提出した大学側の試案も、文部省は大学の「自主的な案」を要望していたにもかかわらず、その後の文理学部長会議などの場で手厳しく対応し、些末な個々の大学が抱える問題点などをあげつらい、どの大学の改革案も認可しなかった²⁸⁾。

こうして、各大学文理学部は、結局のところ、文部省の試案に基づいた改組案の策定に迫られることとなり、その後様々な案が続出しては消えるなど、不毛な時期が続いた。36年には、日本学術会議が「大学制度改革に関する勧告」を池田首相あてに提出、文理学部の将来構想として、1. 単純な学部に分割、2. 社会科学系学科の充実で存続、などの構想を提起するなどの動きも見られたが²⁹⁾、文部省自身はこの頃から従来の方針に見切りをつけて、新しい方針の準備を始めていたのではないかと推察される³⁰⁾。

3. 改組の実現

20年代後半から始まった文理学部改組への動きは、予算の増額・定員増・学部増はどれも認めない、という文部省の「3原則」に束縛され、各大学の文理学部改革案、ひいては文部省自体が、もはや手詰まり状態であったと見て良いだろう。ここにいたって、ラディカルなブレークスルーが求められていたのである。こうした趨勢の中、事態は38年の秋に、急展開することとなる。

この年、中教審は、いわゆる「38答申」を提出、その大学制度に関する答申の中で、文理学部改組の必要に言及し、「教員養成を目的とする学部、または人文科学系、社会科学系もしくは自然科学系の学部などに再編成すべきであり、その場合、他の学部や大学との分合も考慮する必要がある」³¹⁾とした。これは、これまでの学科レベルでの改組から大きく一步踏み出したものであった。

こうした中、文部省は、昭和38年10月3日の文理学部長会議と11月16日の14大学長会議において、文部省は一挙に文理問題の解決をはかるという新方針をうち出すこととなる。ベビーブームによるさし迫った大学生急増対策として、文理学部の分離・独立の計画を発表したのである。翌39年1月27-28日の14大学長会議（いわゆる「革山会議」³²⁾）、1月31日・2月1日の文理学部長会議において、新方針をさらに具体的に述べた。その新方針をまとめると、

1. ベビーブームによる大学生急増対策として文理改組を昭和40、41年度の予算の問題として取り扱う。
2. 全国の文理学部の入学定員2,000人を4,000人に増員する。
3. 改組の方針としては、14の全文理学部を画一的に取扱うのではなく、比較的規模の大きな大学では一般教育を充実するために教養部をつくり、その上で理系の学部、法経の学部をつくることが考えられる。
4. 教員養成制度の充実との関連を十分考慮してほしい。
5. 各大学でよい改組案を考えてほしい。³³⁾

また、文部省による文理学部拡充改組の3つの基準としては、

1. 文理学部を改組して別の1学部をつくる。

2. 別の2学部をつくる。
3. 別の2学部と教養部をつくる

というものであった³⁴⁾。

39/40～43/44年にかけては、わが国の高等教育拡大の第2期にあたっており（第1期は、理工系拡充政策が推進された32/33年～38/39年）、文部省は38年の初頭には、大学志願者急増へむけての具体的政策を策定し始めていたといわれる³⁵⁾。文理学部改組との政策的なリンクは、まさにそうした動きの現れであったわけである。しかし、文部省はこの時期、まだ「大学生急増対策案」は公表していない。自民党文教部会および文教調査会合同会議に対し、「高等教育研究会」での検討を経た試案「大学入学志願者急増対策について」において「大学生定員10万人増計画」として、「国立大学については、大都市にある大学よりも地方都市にある大学の拡充に重点を置き、特に長年の懸案である文理学部の拡充改組を強く推進する」³⁶⁾、また39年度から41年度間の大学生10万人分の増員では、7万人を4大でまかない、国立大学は1万人を担当させるとした「急増対策案」を発表するのは、同39年の4月のことである。この急増対策に、国立大学は協力の態度を示したもの、私学側は消極的だった。このため、同39年8月には、「大学志願者急増期間中における大学の拡充整備について」を発表して、40年度から41年度に、67,500人に増員すると変更し、拡大計画にブレーキがかかったものの、拡大基調に変わりはなかった。こうした拡大政策の中、急増対策と文理学部改組は、すでに38年後半以来、不即不離の政策として文部省内では策定されていたのである。

さて、この大学急増対策とのリンクの上での文理学部の改革案の方針転換は、従来の3原則の放棄を意味しており、各大学はにわかに改組にむけて活気づいた。それぞれ「文理学部をかかえた国立大学（14校）では、文理学部改組と学生急増とを同時に解決しようとの積極的な動き」³⁷⁾をみせ、文部省ならびに他の文理学部の状況を調査するなど、牽制と協力をもって、この好機に臨んだ。

また、文部省側も、「昭和三九年五月、当時の大学課長井内慶次郎氏が主務課長として懸案解決に乗り出され、・・井内課長は、旧制高校のよさを温存しながら新しい皮袋をつくりたいという願いももつて・・長い歴史をもつ高等学校の後始末をこのままに放置すべきではないという見識と勇気をもって手を下」したとされる³⁸⁾。

各大学は、先の「葦山会議」での文部省の指針にしたがって、文理学部を教養部を含む複数の学部に分離・独立させた改革案を、文部省に概算要求として提出する。それらの改組案がすべてそのまま承されたわけではないが、文部省は40年度に改組する4大学を選定した。すなわち、鹿児島大（法文学部、理学部、教養部）、弘前大（人文学部、理学部、教養部）、埼玉大（経済学部、理工学部、教養学部）、静岡大（人文学部、理学部、教養部）の4大学である。

その際に、従来のいくつかの学科が廃止されるなどの措置が採られた。たとえば、鹿児島大学では、理学部独立の際に、生物学が学科として認められず共通講座のまととされたし、また佐賀大学の場合には、法学、英文、国文の3科の廃止のうきめをみたため、「英文、国文は県内に中、高校の先生を数多く送り出しており、『文科復活を……』の声は根強くすぶっている。」と評されている³⁹⁾。

その後42年度までに、佐賀・信州・茨城・山形・愛媛・千葉大学と続くが、高知・富山・山口・島根の4大学は、教養部は独立されたが文理学部自体の分離・独立は昭和51～52年度まで見送られた。そ

これは、これらの4大学が、「本省の査定に当っては、『島根大学は他大学に比して規模小さく、教員定数の寡少、施設の貧困等、他大学に比して遜色あることは否めない』ということで、残念ながら選に洩れた」⁴⁰⁾ためであるといわれる。ただし、島根大学の場合、文部省は、「文理学部内に法学科を設け、改組前の準備段階とするという極めて好意的な計らいも用意してくれ、学部全体で三十数名を増員してもらうことができた。これは、次の改組への準備の大きい意義があった」⁴¹⁾というように、文部省もその後の改組にむけての下準備をしたようである。また、島根大学の場合、教育学部との関連が大きく、中教審の教員養成制度改革方策の答申にもとづく教育学部の拡充整備が同時に行われ、文理学部の改組のため大幅な定員増ができなかつた事情によるものだともされている⁴²⁾。

なお、理学部が多くの大学で独立するが、その際に文理学部理学科は、工学部との合併による発展的解消という選択肢も存在していたものの、工学部側からはそうした方向は考えられないと否定されたため、理学部として独立するほか道はなかつたという背景もあるようである⁴³⁾。理学と工学の学問的・方法論的な溝が存在していたと考えられる。

さて、文理学部の改組の際、問題となつたのは教官定員の振り分けであり、また学生定員の増員である。まず教官定員に関しては、佐賀大学の場合、改組前と改組後の定員および現員の変化は以下の通りである。

改組前－文理学部：62(55)人、教育学部：55(54)人、農学部：32(31)人、計 149(140)人

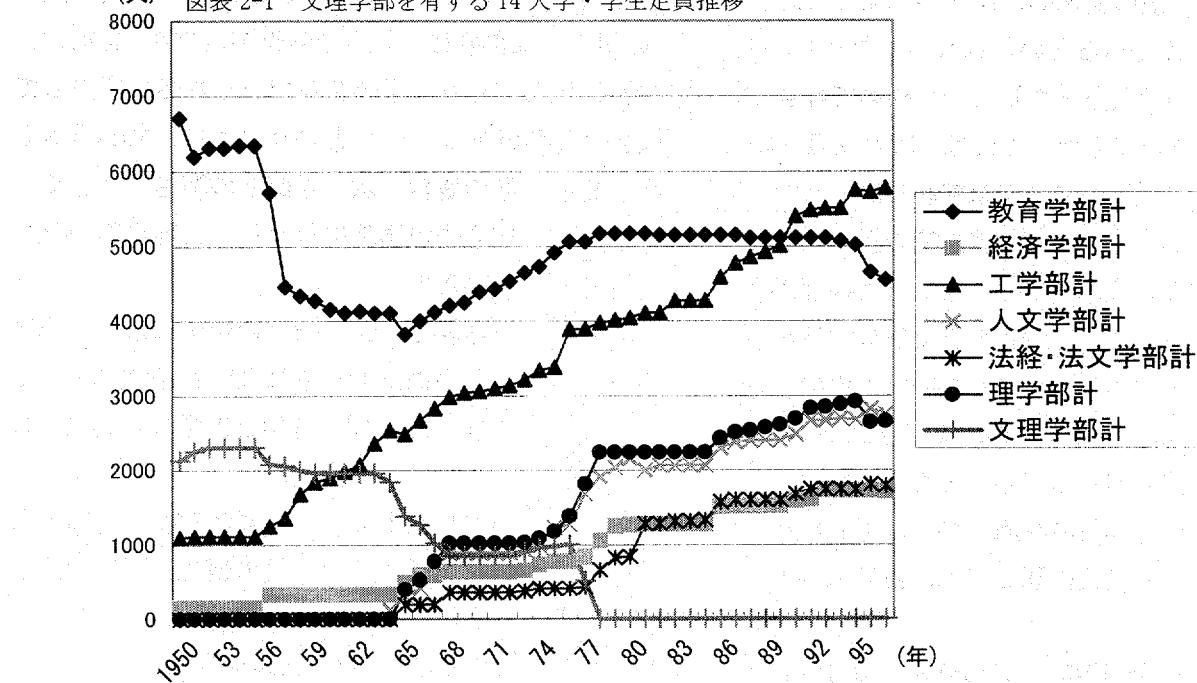
改組後－経済学部：22(16)人、理工学部：60(46)人、教養部：27(26)人、教育学部：74(72)人、農学部：43(39)人、計 226(199)人

こうして、教官定員は改組前の1.5倍にまで膨れ上がつた。ただし、この教官定員の増加と振り分けは、各大学の歴史的な経緯によって複雑な背景があつたようである。上記の佐賀大学の場合、特に教育学部との定員の貸し借りが問題となつてゐる。「教育学部は、佐賀師範学校とそれに吸収された佐賀青年師範学校の定員で創設されるが、文理学部の農学部設置の時等に青年師範学校の定員が使われている。そして全国最小規模の教育学部が出来る。文理改組の時に規定の定員の獲得が出来た。」⁴⁴⁾といわれる。これは、単に貸し借りの問題だけではなく、「今回の（文理学部）改組の一条件として、文部省から『教育学部の整備』が打出されるという事態が生じたのであります。例えば、教官につきましては、文理学部から移行13名のほか、純増の数学関係2名の増員が認められ、今後も改組の進行に伴つて漸次整備される予定であります。」⁴⁵⁾との教育学部後援会長の言葉にも見られるように、文部省は、文理学部の改組と共に教員養成に関してもテコ入れを図ろうとしたのである。

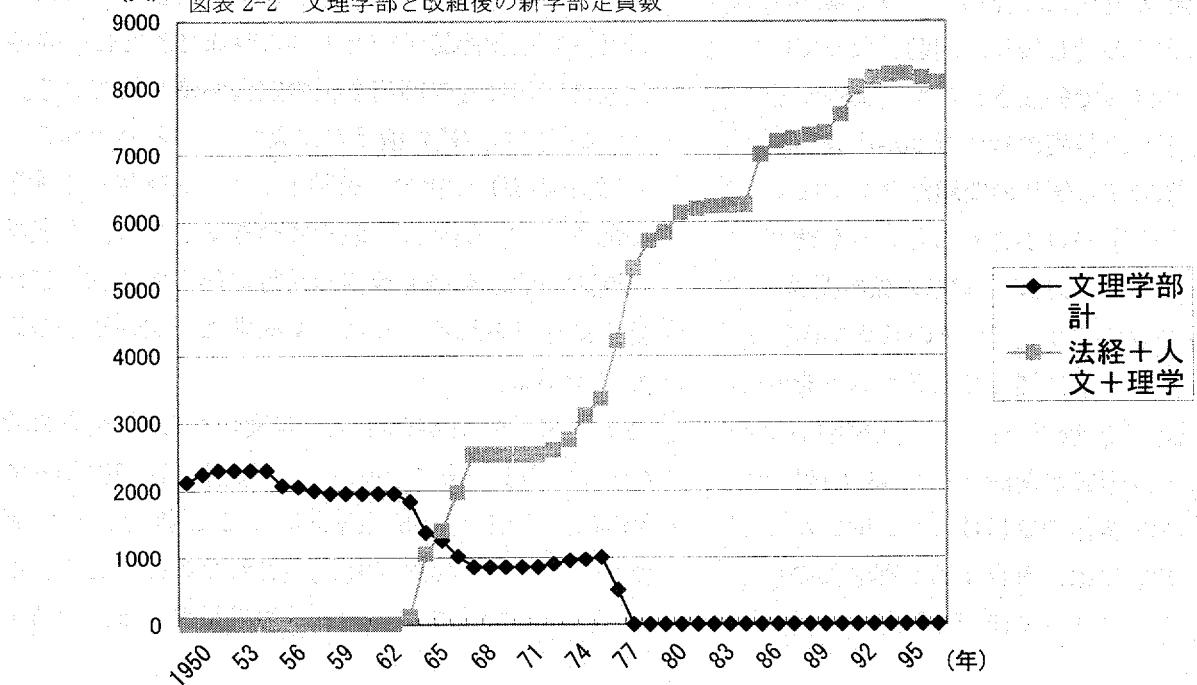
また、新学部新設に伴つて、文理学部の学生定員は改組以前の1,840名(39年度)から10大学の改組が終わり新学部が新設された43年度には855名になっている一方で(約1,000名減)、改組に伴つてできた新学部全体の定員数は、2,540名(43年度)が新たに増えている(図表2-1, 2-2参照)。したがつて、改組後には、残存する文理学部の定員と併せて、3,400名程度までに増員されたわけであり、これは改組以前に比べてほぼ倍増となつたわけである。急増対策としては、ある程度効果があつたと考えられる。

また、文理学部改組に伴つて、教養部が設置されたわけであるが、これは38年の「国立学校設置法」の改正によって、「数個の学部をおく国立大学に、各学部に共通する一般教育に関する教育を一括して行

(人) 図表 2-1 文理学部を有する 14 大学・学生定員推移



(人) 図表 2-2 文理学部と改組後の新学部定員数



うための組織として教養部をおく」という規定によってである。翌39年には、「国立大学の学科及び課程並びに講座及び科目に関する省令」によって、一般教育は専門教育と区分され、講座・学科がおかれそれぞれに定員が配置⁴⁶⁾されることになった。

4. 改組の意義とタイプロジー

さて、以上のように、発足からすでに改組が要求されていた文理学部は、50年代のはじめまでに、それを実現するが、その改組の時期と改組後の学部構成をまとめてみたものが図表2-3である。

図表2-3 文理学部の消長

		誕生年	死亡年	死 亡 後	備 考
埼玉大学	教養学部	1965	0		
東京大学	教養学部	1950	0		
神戸大学	文理学部	1950	1955	文学部・理学部	経済部・法学部あり。
弘前大学	文理学部	1950	1963	人文学部・理学部・教養部	人文学部に経済学科あり。法学部・科なし。
鹿児島大学	文理学部	1950	1964	法文学部・理学部・教養部	法文学部に経済情報学科あり。
静岡大学	文理学部	1950	1964	人文学部・理学部・教養部	人文学部に法学科・経済学科あり。
埼玉大学	文理学部	1950	1964	教養学部・経済学部・理工学部・教養部	(1976) 理工学部改組により理学部・工学部。
佐賀大学	文理学部	1950	1965	経済学部・理工学部・教養部	高商なしだが、経済学部設置。法学部・科なし。
信州大学	文理学部	1950	1965	人文学部・理学部・教養部	(1978) 人文学部改組で人文学部・経済学部(1995年経済システム法学科設置)
茨城大学	文理学部	1950	1966	人文学部・理学部・教養部	法学部・科なし。人文経済学科あり、その後社会学科に改組(1972)
山形大学	文理学部	1950	1966	人文学部・理学部・教養部	人文学部に法学科設置(1980)、1996年に総合政策学科に。
愛媛大学	文理学部	1950	1967	法文学部・理学部・教養部	経済学部・科なし。
千葉大学	文理学部	1951	1967	人文学部・理学部・教養部	(1981) 人文学部改組により文学部・法経学部。
高知大学	文理学部	1950	1976	人文学部・理学部	人文学部に経済学科あり。法学部・科なし。
富山大学	文理学部	1950	1976	人文学部・理学部	経済学部あり(高岡高商)・法学部なし(人文学部にも学科なし)
山口大学	文理学部	1950	1977	人文学部・理学部	経済学部あり(山口高商)・法学部なし(人文学部にも学科なし)
島根大学	文理学部	1950	1977	法文学部・理学部	(1995) 理学部・農学部改組で総合理工学部・生物資源科学部。経済学部・科なし。

全ての文理学部で、「理学部」が独立したこと(埼玉大学のみ「理工学部」、ただし51年には理学部と工学部が分離・独立)、教養部が設置されたこと、人文・社会学系では、「人文学部」あるいは「法文学部」の名称が用いられていること、などの共通点が見いだせる。「人文系の学部の名称を法文学部にしたのは文部省の発想」⁴⁷⁾ということであるが、法文学部と人文学部という名称は、前者では九州及び東北の両旧帝国大学で用いられていたものに由来し、また後者に関しては、新潟大学で採用された名称を引き継いだものと思われるが、その採択の際の基準は判然としない。

文理学部では、人文・社会・自然の3領域が包摂されており、それぞれが分離・独立を希望していたわけだが、自然科学は「理学」として独立できたものの、残る2領域は、結局、その目的が達成されていないことがわかる。この文理学部改組以後、人文・法文学部においては、さらに人文系と社会科学系との分離を目指す動きが出てきており、文学部、法学部、法経学部などといった形へと再び改組が進め

られていく。ただし、法学・経済系の学科自体が存在していない大学も多く残っており、それらの学科新設もいくつかの大学では行われるが、今なお、文科系の領域で社会科学系（特に、法学部・科）を欠いたままの大学も少なくない（特に、改組に乗り遅れた高知、富山、山口、島根などの第2グループ）。

こうした改組や新設の流れを見てみると、一定の傾向が認められる。すなわち、文理学部が母体となって、法・文・系・理、などという旧帝国大学の学部構成へと近似する形で、分離・独立が進んでいるという点である。戦後の改革において、旧帝大や旧官立大学では、東京・京都両帝大の学部構成をモデルとしていたわけであるが、そうした「総合大学」のあるべき理念型が、大学関係者の「大学観」の中では共通していることがうかがわれる。

5. おわりに—文理学部の意義

文理学部が背負っていたのは、社会科学・人文科学・自然科学の専門領域の研究・教育、そしてそれらの分野の一般教育の担当、さらに教育学部との共同で行う教員養成という、実は大学教育にとって極めて重要な3つの課題であった。文理学部の改組・改革とは、すなわち、これらの一般教育、教育学部、人文・社会・自然系の諸専門学部、それぞれのあり方についての抜本的改革と同義であった。それらの問題は、戦後直後の混乱した国立大学の改革の中にあって、困難だからこそ曖昧な形で手つかずのままになっていた領域でもあり、文理学部は、こうした矛盾と混乱を一手に引き受けさせられていたのだとも言える。

これまで見てきたように、昭和40年前後に、文理学部は急増対策に乗じて一挙に解決が図られたが、それは、文理学部自体の専門学部への独立、教養部の設置、教育学部の拡充という戦後大学が抱え込んでいたクリティカルな課題をも、「形の上」では解決されたことを意味している。急増対策という格好のプッシュ要因がなければ、文理学部の改組はままならなかつたかもしれない、その意味では、戦後の大学改革の中で、非常に大きな意味を持つものであったといえよう。また、この際に、法学、経済、文学、理学、などの諸専門学部が独立し、その後のわが国の高等教育のマス化において専門的な人材を地域社会に供給していくことを考え合わせれば、文理学部は、こうした専門領域、専門学部の「seed」の役割を果たしたのだとも言える。

以上のように、文理学部は戦後大学制度の中で、継子扱いされてはいた。しかし高等教育のマス化過程において、国立大学のシステムに寄与したインパクトは再考されるべきであろう。それは、単に戦後間もない不安定な時期の政策分析を通して、新制国立大学の理念や制度を問い合わせるだけではなく、文理学部は今日に至るまでそこから派生した「教養部」や教員養成を目的とする教育学部のあり方にも大きな影響を与えているはずであり、それぞれの専門学部における専門教育の意味、そしてさらなる組織的な拡充と分離・独立の方向性を考える上で、重要な意味を持つからである。

注：1) 『高知大学三十年史』、23頁。

2) 『島根大学史』、昭和56年、16頁。

3) 海後宗臣編『教員養成戦後日本の教育改革8』東大出版会、1971、78頁。

4) 『鹿児島大学三十年史』、昭和55年、第一法規、17-18頁。

5) 同上。

6) 『島根大学史』、52頁。

7) 大川一毅「新制国立大学の成立に関する一考察」『教育学論集』第9号、1986。

8) 文理学部の成立に関する歴史的な経緯に関しては、大川、前掲論文に多くを負っている。

-
- 9) 『岡山大学二十年史』、昭和 44 年、135 頁。
- 10) 『新潟大学二十五年史』総編、94 頁、および、同、部局編、昭和 55 年、3 頁。
- 11) 『島根大学史』、242-3 頁
- 12) 『島根大学史』、233 頁。
- 13) 『朝日新聞』昭和 39 年 1 月 13 日付。
- 14) 『山陰新報』昭和 30 年 3 月 23 日付。『島根大学史』102-103 頁。
- 15) 『鹿児島大学三十年史』20 頁。
- 16) 同上。
- 17) 同上、20-21 頁。
- 18) 同上、19 頁。
- 19) 『島根大学史』、243-244 頁。
- 20) 同上。
- 21) 『鹿児島大学三十年史』21 頁。
- 22) 同上。
- 23) 『朝日新聞』昭和 35 年 2 月 19 日付。
- 24) 『静岡大 10 年史』、昭和 37 年、86 頁。
- 25) 『島根大学史』、245 頁。
- 26) 『朝日新聞』昭和 35 年 2 月 19 日付。
- 27) 『鹿児島大学三十年史』21-2 頁。
- 28) 鹿児島大学の場合には、昭和 35 年 10 月の文理学部長会議で、試案が提出されたが文部省の対応はきびしく、まず「法経」の名称に反対し、かつまた専攻が多すぎると批判するとともに、一般教育の充実を強調した。『鹿児島大学三十年史』22 頁。
- 29) 『朝日新聞』昭和 39 年 1 月 13 日付。
- 30) 『鹿児島大学三十年史』23 頁。
- 31) 『朝日新聞』昭和 39 年 1 月 13 日付。
- 32) 『佐賀大学』、平成 6 年、第一法規、50 頁。
- 33) 『鹿児島大学三十年史』23-4 頁。
- 34) 『佐賀大学』、50 頁。
- 35) 伊藤彰浩「高等教育大拡張期の政策展開」『学習社会におけるマス高等教育の構造と機能に関する研究』放送教育開発センター、1996。
- 36) 『朝日新聞』昭和 39 年 4 月 18 日付。
- 37) 『朝日新聞』昭和 39 年 4 月 29 日付。
- 38) 島根大学の水野学長（当時）の述懐。『島根大学史』90-91 頁。
- 39) 『佐賀新聞』昭和 41 年 7 月 3 日付。ただし、『佐賀大学』、53 頁からの孫引き。
- 40) 島根大学の水野学長（当時）の述懐。『島根大学史』90-91 頁。
- 41) 同上。
- 42) 『島根大学史』、246 頁。
- 43) 『鹿児島大学三十年史』231 頁。
- 44) 内山良男名誉教授（当時）の述懐、『佐賀大学』、55 頁。
- 45) 佐賀大学執行増田教育学部後援会長（当時）が学生の父兄に送った趣意書（昭和 42 年 2 月 1 日）『佐賀大学』、55 頁。
- 46) 吉田文「一般教育の組織とカリキュラム」『学習社会におけるマス高等教育の構造と機能に関する研究』放送教育開発センター、1996。
- 47) 『鹿児島大学三十年史』25 頁。

(なお、本論文は、橋本鉱市「文理学部の成立と改組－戦後国立大学システムにおける意義とインパクト－」『学位研究』第 12 号、113-129 頁、2000 を転載したものであり、同紀要編集委員の許可を取っている。)